

○財務省告示第二百二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成二十五年六月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年七月四日

財務大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

一	名称及び記号	国庫短期証券（第三百七十五回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	法律及びその条項の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で三兆二千二百八十三億六千万円
五	発行額	最低額面金額
六	最低額面金額	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	振替単位	額面金額百円につき九十九円九
八	発行日	平成二十五年六月二十日
九	発行価格	十一銭
十	償還期限	平成二十六年六月二十日

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当 た
成 本 面 還 た だ
二 銀 金 金 る し
十 行 額 支 払 は 償
五 百 円 に づ け 還
年 円 づ け け 期
六 つ け け け 銀
月 百 百 百 百 行
二 円 円 円 円 休
十 百 百 百 百 業
日 円 円 円 円 日
に に に に 日
に に に に 日